二　漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金　政府又は都道府県の利子補給に係るもの

三　林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金　同法第三条第一項又は第二項の規定による政府の助成に係るもの（林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入に必要なものを除く。）

四　沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金　沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第三号から第六号まで、第九号、第十一号から第十四号まで及び第十七号に掲げる資金以外のもの

47　法附則第十五条第四十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置（農林漁業者の共同利用に供する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省令で定めるものを除く。）のうち、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が三百三十万円以上のものとする。

48　法附則第十五条第四十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）とする。

49　法附則第十五条第四十六項に規定する機械装置等で政令で定めるものは、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。次号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が三十万円以上三百三十万円以下のもの

二　器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの

三　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が三十万円以上六百万円以下のもの

四　構築物　一の構築物の取得価額が三十万円以上二千万円以下のもの

50　法附則第十五条第四十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産で総務省令で定めるものとする。

51　法附則第十五条第四十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）の合計額が三億円以下のものとする。

附則第十五条第一項第十七号中「第十九項」を「第十八項」に改める。

附則第十六条の二の十一第二項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三第一項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同表第六項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十六条の三第三項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」を「第七条の二の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の三第一項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同表第六項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十七条第一項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、「順次」の下に「同項又は」を加え、「又は第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の四第一項」に改め、同条第二項の表法第四十五条の二第一項第一号の項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、「順次」の下に「同項又は」を加え、「又は第三十三条の四第一項」を「若しくは第三十三条の四第一項」に改め、同条第四項の表法第三百十七条の二第一項第一号の項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十七条の二第一項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号」に、「第三十一条の二第二項第十二号ロ」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、「若しくは認可」を削り、「第二十条の二第二十四項の」を「第二十条の二第二十三項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「第二十条の二第二十四項第一号から第三号まで」を「第二十条の二第二十三項第一号又は第二号」に改め、「同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては」を削り、「同令第二十条の二第二十五項」を「租税特別措置法施行令第二十条の二第二十四項」に改め、同条第三項中「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十五項」に改め、同条第四項中「第二十条の二第二十七項」を「第二十条の二第二十六項」に改める。

附則第十七条の二第一項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第十七条の三第三項中「第三十四条第十二項」を「第三十四条第十一項」に改め、同条第四項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。

附則第十八条第四項の表第七条の二第二項の項中「第七条の二第二項」を「第七条の二の二第二項」に改め、同表第七条の二の二第二項、第七条の三第一項、第七条の三の四第二項並びに第七条の十三第一項及び第二項第二号ロの項中「第七条の二の二第二項」及び「、第七条の三第一項」を削り、「、第七条の三の四第二項」を「第七条の三の四第二項」に改め、同条第八項の表第四十六条の二第二項の項中「第四十六条の二第二項」を「第四十六条の二の二第二項」に改め、同表第四十六条の二の二第二項、第四十六条の二の三第一項、第四十六条の四第二項並びに第四十八条の六第一項及び第二項第二号ロの項中「第四十六条の二の二第二項」及び「、第四十六条の二の三第一項」を削り、「、第四十六条の四第二項」を「第四十六条の四第二項」に改める。